

宇都宮市告示第 258 号

下記の書類は当職において保管しており、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付することを、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年6月26日

宇都宮市長 佐藤 栄



記

- 1 送達すべき書類の名称  
差押調書（令和8年6月11日付）
- 2 送達を受けるべき者  
古舘 錠次

以上

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。